

昭和二十年八月二十九日立案

書記官長 

主筆 書記官 

書記官 

技術院官制廢止ノ件審査報告

(別紙ノ通り)

昭和二十年八月二十九日

技術院官制廢止ノ件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ技術院官制廢止ノ件ヲ審査

スルニ技術院ハ昭和十七年一月大東亞戰爭完

遂ノ爲科學技術特ニ航空ニ關スル科學技術ノ

躍進ヲ圖ル目的ヲ以テ新設セラレタルが今回

戰爭ノ終結ニ依リ之が設置ノ主目的ハ解消シ

技術院ハ之ヲ存置スルノ必要ナキニ至リタル
 ニ由リ本件ヲ以テ其ノ官制ヲ廢止セントスル
 モノナリ尚右技術院ノ廢止ニ依リ從前ノ所掌
 事務中平時的事務ニ屬スル工業所有權等ニ關
 スル事務ハ別件ノ勅令ヲ以テ商工大臣ノ管理
 下ニ特許標準局ヲ新設シテ之ニ移シ又科學ノ

振興等ニ關スル事務ハ之ヲ文部省ニ科學技術
 行政ニ關スル綜合調整ニ關スル事務ハ之ヲ近
 ク新設セラレントスル内閣調査局ニ夫々移管
 スルコトト爲サントス

按ズルニ本件ハ時局ノ變轉ニ依リ存置ノ目的
 ヲ失ヒタル内閣ノ^{部内}機關ヲ廢止セントスルモ

ノニシテ別ニ支障ノ虞ナキニ由リ此ノ儘之ヲ
可決セラレ然ルバシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和二十年八月二十九日

書記官長

議長宛

昭和二十年九月二十八日立案

主筆

書記官

(高)

書記官長 (印)

書記官

戦時官吏服務令及文官懲戒戦時特例廢
止ノ件外ニ件審査報告

(別紙ノ通り)